



平成 27 年 11 月 30 日

各 位

会社名 株式会社スタジオアリス  
代表者名 代表取締役社長 川村廣明  
(コード番号: 2305 東証第一部)  
問合せ先 取締役広報・IR室長 田中 和幸  
(TEL. 06-6343-2600)

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の一部改訂について

当社は、平成 27 年 11 月 30 日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の一部改訂を決議しましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針について所要の見直しを行ったものであります。

2. 改訂後の内容

改訂後の内容は別紙のとおりであります。

以上

## 別 紙

**業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針**

当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

**(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**

- ①当社および子会社ならびにこれらの全役職員が法令および定款を遵守するために、子会社を含めた全役職員にコンプライアンスに関する方針を周知徹底させる。
- ②当社は、コンプライアンス意識の向上と経営方針等の共有を図るため、経営方針書（経営方針・経営理念・コンプライアンス等記載）を当社および子会社の役職員に配布しております。
- ③当社および子会社のコンプライアンスに係る内部通報の状況をモニタリングすることにより、コンプライアンス体制が機能している状態を確認します。
- ④当社は、経営意思決定機関として取締役会および経営会議を設け、取締役会は月1回以上、経営会議は原則として月2回以上開催しております。
- ⑤これらの会議体では、構成員が取締役会から委任または任命された業務について、計画提案、執行報告等の業務報告を行い、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。
- ⑥監査役は、取締役会および経営会議等の重要会議に出席し、取締役、部室長の業務報告等を確認し、必要により意見を述べ、助言を行っております。
- ⑦法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問契約を締結している弁護士、税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

**(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ①経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項を考慮した上で意思決定を行うこととしております。
- ②当社および子会社の社内外で発生する緊急事態に対しては、緊急対策マニュアルを定め、緊急連絡体制を整備するとともに、その程度により、代表取締役または担当取締役を責任者とする緊急対策本部を設置して対処し、損害を未然に防止し、または最小限にとどめられるようにしております。

**(3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社および子会社において、委任または任命された業務遂行を行う取締役、部室長は、事前に経営計画、予算編成、業務計画を提案し、経営会議、営業部長会議等の審議・検討を経て、その承認のもとに業務執行を行っております。
- ②業務執行の結果については、必要により、経営会議等にて経過説明・状況報告を行い、構成員の質疑、助言、修正提案を受け、業務執行の統制により、効率的に行われることを確保しております。
- ③経営実績をベースに3ヶ年の長期経営計画を策定し、当該計画に従って業務が遂行されるよう取締役会および経営会議等において定期的に遂行状況を確認しております。

**(4)取締役の職務執行に係る情報の保存および管理等に関する体制**

- ①取締役会、経営会議等における構成員の業務計画、経過報告、業務報告等はすべてその資料とともに議事録として保管しております。

**(5)当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①子会社等の代表取締役が、取締役会または経営会議にて経営計画、経過報告、財務報告等の重要な報告を行い、その構成員からの指摘、助言、追加提案等を受けております。
- ②経営企画室に係会社管理担当を設置し、業務執行の状況を把握できる体制を構築するとともに、子会社等に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。
- ③法令に関する事項や契約事項についても、総務部において相談窓口を設け、子会社の業務執行に必要な事項に対して顧問弁護士等の専門的な判断を提供しております。
- ④当社との正確で適正な連結決算ができる体制整備を通じてその連結決算の作成、開示を行うとともに、緊急事態が発生した場合に直ちに連絡・通報が行われ、必要な対応が行える体制を整えており

ます。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

① 監査役は、その必要により、総務部、業務監査室のスタッフに監査業務を行うに必要な資料の提供や整理・保管を指示し、特命による監査を行わせることができます。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

① 監査役は、監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲罰に関しては意見を述べることができ、取締役はこれを尊重します。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告する体制、および当社または子会社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

① 当社および子会社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告します。

② 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役が監査に必要な範囲で業務執行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力します。

③ 当社は、本項①の報告者に対し報告を理由とした不利益取り扱いを行わない旨を、当社および子会社に適用されるヘルプライン規程(コンプライアンスに係る内部通報窓口の利用規程)に定めて徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役の職務に必要なでないと認められる場合を除き、当該費用または債務を処理しております。

② 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認めております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は取締役会・経営会議その他重要会議に出席し、取締役、部室長の業務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、その都度、必要により、意見を述べることにより、監査の実効性を確保しております。

② 監査役は毎月1回以上監査役会を開催し、それぞれの監査状況を報告し、必要により、取締役会・経営会議等にて意見を述べております。

③ 監査役は会計監査人から年2回以上、会計監査の状況および結果の報告を受けるとともに、意見を交換して会社の適正な会計処理を確認しております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 企業の倫理的使命として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度でのぞみ、一切の関係を遮断します。

② 総務部を対応統括部署とし、関係部署と協議、対応しております。また、平素から警察当局や弁護士との連携を深め、企業防衛連合協議会に参加するなど情報収集にあたっております。